

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

◎ 当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療をおこなっている保険医療機関です。

### I 入院基本料に関する事項

#### 2階北病棟（57床）回復期リハビリテーション病棟

当病棟では、『回復期リハビリテーション病棟入院料1』の届出をしており、1日に14人以上の看護職員（看護師および准看護師）および6人以上の看護補助者が平均的に勤務しております。時間帯ごとの配置は次のとおりです。

看護職員1人当たりの受け持ち数		看護補助者1人当たりの受け持ち数	
朝 9時～夕方17時	5人以内	朝 9時～夕方17時	12人以内
夕方17時～翌朝 9時	29人以内	夕方17時～翌朝 9時	57人以内

#### 2階南病棟（51床）回復期リハビリテーション病棟

当病棟では、『回復期リハビリテーション病棟入院料1』の届出をしており、1日に12人以上の看護職員（看護師および准看護師）および6人以上の看護補助者が平均的に勤務しております。時間帯ごとの配置は次のとおりです。

看護職員1人当たりの受け持ち数		看護補助者1人当たりの受け持ち数	
朝 9時～夕方17時	6人以内	朝 9時～夕方17時	11人以内
夕方17時～翌朝 9時	26人以内	夕方17時～翌朝 9時	51人以内

#### 3階北病棟（60床）療養病棟

当病棟では、『療養病棟入院料1』を届け出ており、1日に9人以上の看護職員（看護師および准看護師）および9人以上の看護補助者が平均的に勤務しております。時間帯ごとの配置は次のとおりです。

看護職員1人当たりの受け持ち数		看護補助者1人当たりの受け持ち数	
朝 9時～夕方17時	9人以内	朝 9時～夕方17時	8人以内
夕方17時～翌朝 9時	30人以内	夕方17時～翌朝 9時	60人以内

#### 3階南病棟（50床）地域包括ケア病棟

当病棟では、『地域包括ケア病棟入院料4』を届け出ており、1日に12人以上の看護職員（看護師および准看護師）が平均的に勤務しております。時間帯ごとの配置は次のとおりです。

看護職員1人当たりの受け持ち数	
朝 9時～夕方17時	5人以内
夕方17時～翌朝 9時	25人以内

## II 関東信越厚生局東京事務所への届出に関する事項

《基本診療料》	
地域包括ケア病棟入院料 4	診療録管理体制加算 2
療養病棟入院料 1	データ提出加算 2 のイ
回復期リハビリテーション病棟入院料 1	入退院支援加算 2
療養病棟療養環境加算 1	地域加算 / 1 級地
医療安全対策加算 2	入院時食事療養費 (I)
注 2 医療安全対策地域連携加算 2	電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入院)
感染対策向上加算 3	電子的診療情報連携体制整備加算 3 (外来)
注 4 連携強化加算	
《特掲診療料》	
救急外来医学管理料 3	CT撮影及びMRI撮影 (CT撮影の施設基準に適合)
薬剤管理指導料	酸素の購入価格
脳血管疾患等リハビリテーション料 (1)	外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
運動器リハビリテーション料 (1)	入院ベースアップ評価料
呼吸器リハビリテーション料 (1)	

## III 明細書発行体制に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進して行く観点から、明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても同様に明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## IV 保険外併用療養費に関する事項

- 特別の療養環境の提供 (以下の病室を希望された場合は、室料差額料金をいただいております。)

	特別個室【16,500円/日】	個室【7,700円/日】	2床室【3,300円/日】
付帯設備	シャワー、トイレ、シンク、洗面台 収納、椅子、机、テレビ、冷蔵庫	トイレ、洗面台、床頭台 椅子、机、テレビ、冷蔵庫	床頭台、洗面台
2階北病棟		201、202、227、228、230 231、232、233、235	
2階南病棟	257	251、252、258、280 281、282	
3階北病棟		301、302、332、333	327、328、330、331
3階南病棟	357	351、352、358、382、383	377、378、380、381

## V 保険外負担に関する事項

《おむつ代等に係る料金》※税込料金					
テープ式紙おむつ	1枚	363円	尿取りパッド(小)	1枚	110円
リハビリパンツ	1枚	297円	尿取りパッド(大)	1枚	220円

患者様の病状・状態により使用枚数が変動いたします。ご理解の程お願いいたします。

《衣類レンタルサービス等に係る料金》※税込料金					
部屋着・パジャマ	1日	220円	タオル・フェイスタオル	1日	165円
肌着・Tシャツ	1日	165円	布パンツ	1日	165円
靴下	1日	110円			

《その他サービスに係る料金》※税込料金					
テレビレンタル	1日	350円	散髪代	1回	2,100円
冷蔵庫レンタル	1日	165円	顔剃り	1回	1,000円

《文書料(診断書)に係る料金》※税込料金					
証明書	1通	1,100円	自賠責保険診断書	1通	5,500円
医療費支払証明書	1通	1,100円	療養費明細書	1通	5,500円
おむつ使用証明	1通	1,100円	年金診断書	1通	5,500円
見舞金証明	1通	1,100円	臨床調査個人票	1通	5,500円
診断書(当院所定様式)	1通	2,200円	身体障害者診断書	1通	5,500円
健康診断書	1通	2,200円	成年後見用診断書	1通	5,500円
死亡診断書	1通	5,500円	交通事故診断書	1通	5,500円
死亡診断書(2通目)	1通	2,200円	生命保険医療照会書	1通	13,200円
生命保険会社診断書	1通	5,500円			

《診療録の開示に係る料金》※税込料金					
申請基本料	1回	5,500円	謄写(白黒コピー)	1枚	55円
医師立ち合い説明	1回	5,500円	画像記録(CD-R)	1枚	2,200円

《予防接種に係る料金》税込料金					
インフルエンザワクチン	1回	4,400円	おたふくワクチン	1回	6,490円
破傷風ワクチン	1回	3,960円	水痘ワクチン	2回	8,250円
A型肝炎ワクチン	1回	8,470円	肺炎球菌ワクチン(キャップボックス)	1回	14,300円
B型肝炎ワクチン	1回	5,720円	肺炎球菌ワクチン(プレバナー)	1回	5,500円
麻しん風しん混合ワクチン	1回	10,010円	带状疱疹ワクチン	1回	22,000円
麻しんワクチン	1回	6,380円	RSウイルスワクチン	1回	27,500円
風しんワクチン	1回	6,380円	新型コロナワクチン	1回	16,500円

《その他料金》税込料金					
コピー代(白黒)	1枚	20円	コピー代(カラー)	1枚	55円

## VI 高額療養費に関する事項

被保険者および被扶養者の1か月の自己負担額（入院時の食事に係る自己負担額を除く）が所定の金額を超えた時は、超えた金額が高額療養費として支給されます。申請方法等、詳しくはお住いの市区町村国民健康保険担当課もしくは、健康保険組合までお問い合わせください。

### 自己負担限度額（70歳未満の方）

対象者		1か月あたりの自己負担限度額
区分「ア」	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>
区分「イ」	健保：標準報酬月額53万円～79万円 国保：年間所得600万円～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>
区分「ウ」	健保：標準報酬月額28万円～50万円 国保：年間所得210万円～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
区分「エ」	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	57,600円 <44,400円>
区分「オ」	標準報酬月額（住民税非課税）	35,400円 <24,600円>

< >内の金額は多数該当（過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目に該当）の場合。保険外併用療養費の自己負担分や入院時食事療養費・入院時生活療養費の自己負担分は含みません。

### 自己負担限度額（70歳以上の方）

対象者		自己負担限度額（月額）	
		世帯単位（入院・外来）	個人単位（外来）
現役並Ⅲ	標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>	
現役並Ⅱ	標準報酬月額53万～79万円 課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>	
現役並Ⅰ	標準報酬月額28万～50万円 課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>	
一般	標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満	57,600円 <44,400円>	18,000円
低所得Ⅱ	住民税非課税	24,600円	8,000円
低所得Ⅰ	住民税非課税 所得が一定以下	15,000円	8,000円

< >内の金額は多数該当（過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目に該当）の場合。保険外併用療養費の自己負担分や入院時食事療養費・入院時生活療養費の自己負担分は含みません。

## VII 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）に関する事項

### ■ 食事療養、生活療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。（朝食 7:45頃 昼食 12:00頃 夕食 18:00）

**【食事療養費の標準負担額】** ※所得区分によって自己負担額が定められています。

70歳未満	70歳以上	標準負担額 (1食あたり)	
区分「ア」	現役並所得者Ⅲ	550円	
区分「イ」	現役並所得者Ⅱ		
区分「ウ」	現役並所得者Ⅰ		
区分「エ」	一般所得者		
指定難病・小児満床特定疾患の患者		330円	
区分「オ」	低所得者Ⅱ	90日以内	270円
		90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ	130円	

**【生活療養費の標準負担額】** ※所得区分によって自己負担額が定められています。

療養病床に入院する65歳以上の患者		標準負担額 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
一般	一般の患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）	550円	430円
	指定難病・小児慢性特定疾病の患者	330円	0円
低所得者Ⅱ	低所得者Ⅱ	90日以内	430円
		90日超	
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ	医療区分1	430円
		医療区分2・3、回復期患者	
		老年福祉年金受給者、境界層該当者	130円

## VIII その他の事項

### ■ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師及び関係職員が共同して、患者様に関する入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしています。

### ■ 医療安全対策の取り組みについて（医療安全対策加算2）

当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

当院では、医療安全管理者等による、相談および支援を受けることができます。

詳しくは、受付窓口へお尋ねください。

## ■ 院内感染対策の取り組みについて（感染対策向上加算3）

当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。また、感染対策向上加算1を届出ている医療機関と連携し、感染防止対策の知識の向上のための連携・活動を行っています。

## ■ 褥瘡対策の取り組みについて

当院では、褥瘡対策チームを設置及び専任の医師と褥瘡看護に関して5年以上の看護師が患者様の状態に応じて褥瘡対策に関する診療計画を作成し、必要に応じて体圧分散式マットレス等を使用する体制をとっております。

## ■ 身体的拘束最小化のための取り組みについて

身体的拘束は、患者様の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものです。

当院では、患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急、やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めます。

## ■ 適切な意思決定支援に関する取り組みについて

当院では、人生の最終段階を迎える患者様が、その人らしい最期を迎えられるように医師をはじめとする他職種にて構成される医療・ケアチームで患者様とそのご家族などに対し適切な説明と話し合いを行い、患者様本人の意思決定を尊重した医療・ケアを提供する事に努めます。

## ■ 医療DX推進の体制について

- ・オンライン請求を行っております。
- ・診療を実施する診察室において、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施いたします。
- ・医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように、マイナ保険証の推進に取り組んでおります。

## ■ オンライン資格確認について

当院ではマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認をおこなう体制が構築されており、マイナンバーカードを利用して、保険情報や受診歴等の必要な診療情報を取得・活用して診療をおこなうことができます。（受付に設置してあるカードリーダーでの登録が必要です。）  
ご不明点等ございましたら、受付窓口までお声掛け下さい。

## ■ 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、医療DXを推進し、質の高い診療を実施するための体制整備を行っています。

- ・オンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています。
- ・当院におけるマイナンバーカードのマイナ保険証の利用率は30%以上となっております。
- ・マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じ質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っております。
- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制を整備しています。
- ・電子処方箋や、電子カルテ情報共有サービスの導入を検討しています。
- ・当院では診療報酬明細書を無料で交付しています。

## ■ 入退院の支援体制について

当院では、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、入院された早い段階より退院困難な要因を有する患者様を抽出し、退院支援を行っています。

## ■ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

## ■ 長期収載品の処方等又は調剤について

長期収載品（先発医薬品等）を患者様が希望する場合は選定療養の対象になります。

保険割合での自己負担分に加えて、後発医薬品との差額分の自己負担金が発生いたします。

### ● 選定療養の対象となる処方

- ・ 院外処方
- ・ 院内処方（入院患者様を除く）

### ● 選定療養費の対象となる医薬品について

- ・ 後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発医薬品を含む）
- ・ 後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

### ● 自己負担について

- ・ 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の2分の1
- ・ 選定療養費は、保険給付ではないため消費税がかかります。
- ・ 選定療養費のお支払いは、院内処方の場合は当院、院外処方の場合は調剤薬局となります。
- ・ 公費負担制度をご利用の場合も負担の対象となります。

### ● 対象から除外される場合

- ・ 医師が医療上の必要性で後発医薬品への変更が出来ないと判断した場合
- ・ メーカーの出荷制限などで、後発医薬品を提供することが出来ない場合
- ・ バイオ医薬品

※長期収載品：後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のこと

※選定療養費：患者さんの選択によって生じる保険診療以外の費用のこと

## ■ 虐待防止について

各種虐待防止法により、病院において虐待を発見した場合には通報義務が発生します。

虐待の例としては、次のようなものがあります。

- ・ 身体的虐待 … 暴行、拘束など
- ・ 性的虐待 …… わいせつな行為の強要など
- ・ 心理的虐待 … 暴言、差別的な言動など
- ・ 放棄・放任（ネグレクト） … 食事などの世話をしない、長時間の放置など
- ・ 経済的虐待 … 財産や年金などを勝手に使うことなど

当院では、虐待の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行なうための通報体制を整備しております。医療機関は虐待を発見しやすい立場にあります。虐待防止等のための必要な措置を講ずるとともに、発見した際には速やかに公的機関へ通報いたします。

## ■ 看護職員の負担軽減および処遇改善に関する取り組みについて

- ・看護職員と多職種との業務分担を致し負担軽減に努めています。
- ・看護補助者を夜間配置することにより看護職員の負担を軽減しています。
- ・短時間正規雇用の看護職員の活用をしています。
- ・多様な勤務形態を導入しています。
- ・妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮といたしまして、
- ・所定労働時間の短縮並びに夜勤の減免を実施しています。
- ・夜勤負担軽減の一環といたしまして、夜勤従事者の増員に努力しています。

## ■ 個人情報保護方針

個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。  
個人情報保護に関する方針を定め職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めています。

## ■ 敷地内全面禁煙について

当院は、健康保険法第25条の定めにより、受動喫煙防止のため、屋内外を問わず敷地内での喫煙を禁止しております。ご来院、ご入院中の皆さまには、禁煙（非燃焼・加熱式たばこ含む）の厳守をお願いいたします。また、病院周辺においてもマナーをお守りいただき、病院敷地内全面禁煙にご理解とご協力をお願いいたします。

## ■ 相談窓口について

地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー

1階待合室に「ご意見箱」を設置しておりますので、ご意見や苦情等が直接相談しにくい場合等にご利用ください

令和8年6月改訂